

第 3 章 準備書及び評価書に対する意見及び見解 (抜粋)

(空白)

3.1 準備書及び評価書に対する意見及び見解（抜粋）

本章の記載内容は、準備書及び評価書に対する意見及び見解のうち、創出環境の構造・維持管理計画及び芝生広場の構造に関する意見及び見解を抜粋したものである。

3.1.1 準備書についての意見

(1) 公告、縦覧

「ごみ処理施設整備事業環境影響評価準備書」（令和6年3月 山梨西部広域環境組合）の公告、縦覧等は表 3.1.1-1 に示すとおりである。

表 3.1.1-1 準備書の公告、縦覧

公告	令和6年3月12日
縦覧期間	令和6年3月12日～令和6年4月11日
意見書提出期限	令和6年4月25日
縦覧場所	山梨西部広域環境組合 山梨県県民情報センター 中央市役所市民環境課窓口 市川三郷町生活環境課窓口
住民説明会	第1回 開催日時：令和6年3月18日（月）19時より 会 場：中央市豊富中央公民館 （中央市大鳥居 3866） 参加者数：2名 第2回 開催日時：令和6年3月21日（木）19時より 会 場：市川三郷町生涯学習センター （市川三郷町市川大門 1437-1） 参加者数：0名

(2) 準備書についての意見

準備書について意見が提出された。

提出された意見及び意見に対する事業者の見解のうち、創出環境の構造・維持管理計画及び芝生広場の構造に関する意見等はなかった。

3.1.2 準備書についての公聴会の概要

意見書が提出されたことを受けて、令和6年7月13日に公聴会が開催された。

公述人からの意見及び意見に対する事業者の見解のうち、創出環境の構造・維持管理計画及び芝生広場の構造に関する意見等はなかった。

3.1.3 準備書についての知事の意見及び事業者の見解

(1) 準備書についての知事の意見

山梨県環境影響評価条例第23条の1項の規定に基づく「ごみ処理施設整備事業環境影響評価準備書」に対する知事の意見が通知された。

知事の意見の内容のうち、創出環境の構造・維持管理計画及び芝生広場の構造に関するものは、表3.1.3-1のとおりである。

表 3.1.3-1 準備書についての知事の意見

準備書についての知事の意見	
1 全般的事項	
(10) 芝生公園の構造等の説明	30年後の建替予定地に整備する芝生公園について、構造や施設の配置、維持管理等が不明なので、詳細を評価書に記載すること。
2 個別事項	
(12) 植物・動物、生態系	
1) 創出環境に係る具体的な計画の策定	失われる環境の代償として創出する環境(創出環境)の具体的な計画が示されておらず、移植・移設対象種が定着できるか判断できないため、以下の内容を含む具体的な計画を種ごとに検討し、その内容を評価書に記載すること。 ①移植・移設前の生育・生息環境に関する調査結果 ②生育・生息条件(日照・気象条件・土壌条件・周辺生態系の相互作用等) ③環境を創出する場所の選定根拠(事業実施区域外の検討内容を含む) ④創出環境の設計根拠(必要な形状・質・面積及び参考とした情報を含む) ⑤移植・移設前の環境と移植・移設後の創出環境の比較 ⑥移植・移設までに必要な準備期間及びその根拠 ⑦移植・移設の可否に係る確認方法 ⑧移植・移設の方法(移植・移設の順番・季節・時刻・移動方法等) なお、個体における移植・移設の回数は最小限とし、期間にかかわらず移植・移設ごとに計画の検討等を行うこと。
2) 創出環境に係る定量的な評価の実施	創出環境について、以下の内容を定量的に示したうえで、成功基準(環境保全目標)と環境保全措置の効果の確実性を評価書に記載すること。 ①消失面積と創出面積 ②種ごとの生息環境の変化 ③種数・個体群の変化
3) 創出環境の事後調査の実施	多種多様な種を創出環境に移植・移設し、それが定着するには長い年月が必要となるため、創出環境の事後調査を行うと共に維持管理計画についても評価書に記載すること。

(2) 準備書についての知事の見解に対する事業者の見解

準備書についての知事の見解に対する事業者の見解は、表 3. 1. 3-2 に示すとおりである。

表 3. 1. 3-2(1) 準備書についての知事の見解と事業者の見解

知事意見	事業者の見解	対応する 評価書のページ
【全般的事項】		
(10) 芝生公園の構造等の説明 30年後の建替予定地に整備する芝生公園について、構造や施設の配置、維持管理等が不明なので、詳細を評価書に記載すること。	芝生公園について、現在設計を行っており詳細については提示できないが、一般的な芝生広場や緑地を中心とし遊歩道やパーゴラなどを整備することで設計を行っている。 また、芝生公園用の調整池も設置する。 施設の維持管理は施設の運営会社が行い、芝生公園・創出環境及び調整池は組合で管理する。 運営会社になった場合も運営モニタリングを行い適切に管理されていることを確認する。	1-17(17)

表 3.1.3-2(2) 準備書についての知事の意見と事業者の見解

知事意見	事業者の見解	対応する 評価書のページ
【個別事項】		
(12) 植物・動物、生態系 1) 創出環境に係る具体的な計画の策定 失われる環境の代償として創出する環境(創出環境)の具体的な計画が示されておらず、移植・移設対象種が定着できるか判断できないため、以下の内容を含む具体的な計画を種ごとに検討し、その内容を評価書に記載すること。 ①移植・移設前の生育・生息環境に関する調査結果 ②生育・生息条件(日照・気象条件・土壌条件・周辺生態系の相互作用等) ③環境を創出する場所の選定根拠(事業実施区域外の検討内容を含む) ④創出環境の設計根拠(必要な形状・質・面積及び参考とした情報を含む) ⑤移植・移設前の環境と移植・移設後の創出環境の比較 ⑥移植・移設までに必要な準備期間及びその根拠 ⑦移植・移設の可否に係る確認方法 ⑧移植・移設の方法(移植・移設の順番・季節・時刻・移動方法等) なお、個体における移植・移設の回数は最小限とし、期間にかかわらず移植・移設ごとに計画の検討等を行うこと。	保全対象種毎に生育・生息環境や条件を検討し、創出環境に係るより具体的な計画を策定し、評価書に反映した。 ①移植・移設前の生育・生息環境に関する調査結果を評価書に記載した。 ②生育・生息条件を評価書に記載した。 ③環境創出場所の選定根拠及び検討結果を評価書に記載した。 ④環境創出を予定している対象事業実施区域の西側区画の形状及び保全対象種の生育・生息環境及び生育・生息条件を踏まえて勘案し、形状・質・面積を決定した。 ⑤移植・移設前の生育・生息環境の類似環境を創出する計画であり、生育・生息条件は同様である。 ⑥本事業の工事工程や別事業により実施される水路の付け替え工事の工程に加え、保全対象種の生態を踏まえた移植等に適した時期を基に策定した環境保全措置の工程を評価書に記載した。 ⑦移植・移設の可否については、通水後、環境が安定した後に試験的な移植・移設と検証を行い、良好と判断されることが基準となる。その後に本格的な移植・移設を行う計画である。 ⑧移植・移設方法について、評価書に記載した。 なお、個体における移植・移設の回数については、本事業の工事工程、別事業により実施される水路の付け替え工事の工程、環境創出場所の検討結果をふまえ、仮移植・一時飼育を行った後の本移植・本移設が妥当と考えた。	8.2.1 陸上植物 8-448(736)、 8-450(738)～ 8-452(740)、 8-454(742) 8.2.2 陸上動物 8-553(841)、 8-555(843)～ 8-557(845) 8.2.3 水生生物 8-596(884)、 8-598(886)～ 8-600(888)、 8-602(890)

表 3.1.3-2(3) 準備書についての知事の意見と事業者の見解

知事意見	事業者の見解	対応する 評価書のページ
【個別事項】		
2) 創出環境に係る定量的な評価の実施 創出環境について、以下の内容を定量的に示したうえで、成功基準（環境保全目標）と環境保全措置の効果の確実性を評価書に記載すること。 ①消失面積と創出面積 ②種ごとの生息環境の変化 ③種数・個体群の変化	成功基準ならびに環境保全措置の効果の不確実性について、評価書に記載した。 ①本事業で確認された保全対象種は微環境に依存する、また在来個体群の維持を想定している（ミナミメダカ）ため、面積で示すことは困難である。 ②現地調査結果及び文献情報から種に必要な環境・条件を整理し、それらを満たしている環境を創出する。 ③植物は、保全対象種の生育と植生遷移を考慮した管理（定期的な環境の攪乱や多年草の除去）が必要となり、対象事業実施区域を完全に復元するものではなく、動物種は、対象事業実施区域周辺から環境創出場所へ侵入が可能な構造とする計画のため、種数・個体群の変化の想定は困難である。	8.2.1 陸上植物 8-450(738)、 8-451(739) 8.2.2 陸上動物 8-555(843) 8.2.3 水生生物 8-598(886)、 8-599(887)
3) 創出環境の事後調査の実施 多種多様な種を創出環境に移植・移設し、それが定着するには長い年月が必要となるため、創出環境の事後調査を行うと共に維持管理計画についても評価書に記載すること。	創出環境の事後調査を行うとともに、周辺の生物との相互作用をふまえて、周辺環境の事後調査を行う。 また、維持管理計画については、事後調査を行いながら保全対象種の生育・生息に適した攪乱の程度をどのような期間で実施するかを明らかにし、維持管理計画に「保全対象種の生育・生息環境の攪乱状況の確認」という項目を設けるとともに結果を記載する必要がある。供用時の維持管理に向け、保全措置完了後4年目に維持管理計画を作成し、供用時1年目には事業者への引継ぎを行う旨を評価書に記載した。	8.2.1 陸上植物 8-451(739) 8.2.2 陸上動物 8-555(843) 8.2.3 水生生物 8-599(887)

3.2 評価書に対する意見及び見解

3.2.1 評価書についての知事の意見及び事業者の見解

(1) 評価書についての知事の意見

山梨県環境影響評価条例第 25 条の 1 項の規定に基づく「ごみ処理施設整備事業環境影響評価書」に対する知事の意見が通知された。

知事の意見の内容のうち、創出環境の構造・維持管理計画及び芝生広場の構造に関するものは、表 3.2.1-1 に示すとおりである。

表 3.2.1-1 評価書についての知事の意見

評価書についての知事の意見	
1 全般的事項	なし
2 個別事項	(2) 植物、動物、生態系、景観 1) 検討中の事項に係る中間報告 準備書の知事意見（創出環境（以下の①～③について、評価書に具体的な計画等を示すこと）に対して、計画は検討中とのことであり、必要な環境影響評価が行われていない。 よって、内容が具体化した段階で、環境影響評価を行うこと。そのうえで、県民等からの意見を環境影響評価に反映できるように、中間報告書手続きの時期について県と協議すること。 ①創出環境の構造・維持管理計画 ②芝生広場の構造 ③施設の形状・色彩等 また、地域振興事業についても、地元と協議中であり、計画が具体化されていない。 しかしながら、対象事業実施区域の決定経緯を踏まえると、地域振興事業との一体性が強いと考えられるため、その内容が具体化した段階で、速やかに県へ報告し、必要な対応について確認すること。 (3) 植物、動物、生態系 1) 事業による消失環境と創出環境の明確化 準備書の知事意見（創出環境について、消失面積と創出面積を示すこと）に対して、「在来個体群の維持を想定しているため、面積で示すことは困難」との見解が評価書では示されている。 だが、予測・評価は、「事業による消失面積と創出面積の比較（生息・生育環境の変化）」、「保全する生物種の選定」の手順で検討することが重要である。 よって、この手順で検討し、以下の①、②について事業実施前後で比較した結果を示すこと。 ①生息・生育環境の変化（対象事業実施区域に対する面積比も明確にすること） ア) 消失面積・創出面積 イ) 消失する場所の土地利用と創出する場所の土地利用 ウ) 消失する場所の植生と創出する場所の植生 ②保全することとした生物種と個体数

(2) 評価書についての知事の見解に対する事業者の見解

評価書についての知事の見解に対する事業者の見解のうち、創出環境の構造・維持管理計画及び芝生広場の構造に関するものは、表 3.2.1-2 に示すとおりである。

表 3.2.1-2(1) 評価書についての知事の見解と事業者の見解

知事意見	事業者の見解	対応する 補正評価書のページ
【個別事項】		
(2) 植物、動物、生態系、景観 1) 検討中の事項に係る中間報告 準備書の知事意見（創出環境（以下の①～③について、評価書に具体的な計画等を示すこと）に対して、計画は検討中とのことであり、必要な環境影響評価が行われていない。 よって、内容が具体化した段階で、環境影響評価を行うこと。そのうえで、県民等からの意見を環境影響評価に反映できるように、中間報告書手続きの時期について県と協議すること。 ①創出環境の構造・維持管理計画 ②芝生広場の構造 ③施設の形状・色彩等 また、地域振興事業についても、地元と協議中であり、計画が具体化されていない。 しかしながら、対象事業実施区域の決定経緯を踏まえると、地域振興事業との一体性が強いと考えられるため、その内容が具体化した段階で、速やかに県へ報告し、必要な対応について確認すること。	ご指摘のとおり、①～③について詳細が決定した段階で環境影響評価を行い、その上で県と協議を行う。 また、地域振興事業についても、内容が具体化した段階で、速やかに県へ報告し、必要な対応について県と協議を行う。	対応ページなし

表 3.2.1-2(2) 評価書についての知事の見解と事業者の見解

知事意見	事業者の見解	対応する 補正評価書のページ
【個別事項】		
(3) 植物、動物、生態系 1) 事業による消失環境と創出環境の明確化 準備書の知事意見（創出環境について、消失面積と創出面積を示すこと）に対して、「在来個体群の維持を想定しているため、面積で示すことは困難」との見解が評価書では示されている。 だが、予測・評価は、「事業による消失面積と創出面積の比較（生息・生育環境の変化）」、「保全する生物種の選定」の手順で検討することが重要である。 よって、この手順で検討し、以下の①、②について事業実施前後で比較した結果を示すこと。 ①生息・生育環境の変化（対象事業実施区域に対する面積比も明確にすること） ア) 消失面積・創出面積 イ) 消失する場所の土地利用と創出する場所の土地利用 ウ) 消失する場所の植生と創出する場所の植生 ②保全することとした生物種と個体数	① ア) 消失面積・創出面積について、補正評価書に記載した。 イ) 消失する場所及び創出する場所の土地利用を補正評価書に記載した。 ウ) 消失する場所及び創出する場所の植生を補正評価書に記載した。 ②保全対象種及びそれぞれの個体数を補正評価書に記載した。	① ア) イ) ウ) 8.2.1 陸上植物 8-430(726)、 8-446(742)、 8-447(743)、 8.2.2 陸上動物 8-519 (815)、 8-520 (816) 8.2.3 水生生物 8-604 (900)、 8-605 (901) 8.2.4 生態系 8-658 (954) ② 8.2.1 陸上植物 8-461 (757) ～ 8-464 (760) 8.2.2 陸上動物 8-568 (864) ～ 8-570 (866) 8.2.3 水生生物 8-618 (914) ～ 8-623 (919)